

令和 7 年
3 月高浜市議会定例会
新旧対照表
(議員提出分)

議員提出議案第1号関係

高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第12条第1項～第12条第2項第1号	略	略	第12条第1項～第12条第2項第1号	略	略
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号

		に係る部分に限 る。)の規定に違反 して利用されている とき、番号利用法第 20条の規定に違反 して収集され、若し くは保管されている とき、又は番号利用 法第29条の規定に 違反して作成された 特定個人情報ファイ ル(番号利用法第2 条第10項に規定す る特定個人情報ファ イルをいう。)に記 録されているとき
第39条第1項第2 号	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 略

2 略

- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員
であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人
事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する

		に係る部分に限 る。)の規定に違反 して利用されている とき、番号利用法第 20条の規定に違反 して収集され、若し くは保管されている とき、又は番号利用 法第29条の規定に 違反して作成された 特定個人情報ファイ ル(番号利用法第2 条第9項に規定す る特定個人情報ファ イルをいう。)に記 録されているとき
第39条第1項第2 号	略	略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 略

2 略

- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員
であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人
事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生 に関する

ができる。

(訂正請求の手続)

第33条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第40条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求

ができる。

(訂正請求の手続)

第33条 略

2 略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第40条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求

者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(罰則)

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処

者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(罰則)

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処

する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（一）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（一）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議員提出議案第2号関係

高浜市議会委員会条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、委員会の開会場所に参集し委員会に出席しているものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 略</p>

4 略

3 略

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては他に1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては他に1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては他の1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 略

2 略

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第132条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 略

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 略

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 略

2 略

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第132条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 略

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 略

_____は、2人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第85条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第105条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第107条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員

成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する_____。

(発言の許可)

第105条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第107条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____

外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第110条 略

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(選挙規定の準用)

第118条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については前章第4節の規定を準用する。

(不在委員)

第120条 表決の際議場又は委員会の会議室にいない委員は、表

_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第110条 略

(選挙規定の準用)

第118条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(不在委員)

第120条 表決の際議場又は委員会の会議室にいない委員は、表

決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づき条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(選挙規定の準用)

第126条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条第1項まで(第30条第4項を除く。)の規定を準用する。

(表決の順序)

第129条 略

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第130条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 略

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第132条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会

決に加わることができない。_____

(選挙規定の準用)

第126条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条第1項まで_____の規定を準用する。

(表決の順序)

第129条 略

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第130条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 略

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第132条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長におい

に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第133条 略

2 略

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第134条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により_____、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 略

て常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす_____。

(紹介議員の委員会出席)

第133条 略

2 略

(請願の審査報告)

第134条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(陳情書の処理)

第136条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第141条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第143条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等_____の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料等_____を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第150条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

(陳情書の処理)

第136条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第141条 議会が議員の被選挙権の有無について法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第143条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは_____、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第150条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第152条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第152条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。